

(案)

那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の印刷機賃貸借契約書 (案)

那覇市 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) と〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「丙」という。) とは、印刷機の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 21 年那覇市条例第 41 号) 第 2 条に規定する長期継続契約である。

(契約の目的)

第 1 条 本契約は、乙が甲に印刷機を賃貸し、甲はそれに対して賃借料を支払うことを目的とする。

(印刷機及び設置場所)

第 2 条 印刷機及び設置場所は「別表 1」のとおりとする。

(賃貸借期間)

第 3 条 印刷機の賃貸借期間は令和 6 年 6 月 1 日より令和 11 年 5 月 31 日までとする。

(賃貸借料金)

第 4 条 契約期間中の賃借料は総額〇〇〇〇〇〇〇円とし、支払い方法は「別表 2」のとおりとする。

(賃貸借料金の請求)

第 5 条 乙は、前条の賃貸借料金については、那覇市若狭公民館設置分と那覇市繁多川公民館設置分に分けて請求するものとする。

(賃貸借料金の支払)

第 6 条 賃貸借料金は、分割して毎月分を支払うものとし、乙は毎月書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙からの適法な賃借料金の請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

3 契約期間に 1 カ月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出する。

4 甲は、自己の責に帰すべき理由により、第 1 項の規定による支払いを遅延した場合は、乙に対し、支払期限の翌日から支払日まで、その請求金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した割合で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。

5 甲は、契約期間中において、乙の責によらない理由で印刷機を使用しない期間もしくは使用できない期間があったとしても、乙に対する賃貸借料金の支払いを免れない。

(印刷機の所有権)

第 7 条 印刷機の所有権は乙に属し、甲はそれを善良なる注意義務を払って使用し、管理しなければならない。

(技術指導等)

第 8 条 丙は印刷機の導入に際し、甲が必要とする基本的技術指導を行うものとする。

(案)

- 2 丙は、契約期間中に「別表 1」の公民館より技術指導等の要望があれば、速やかにこれに対応するものとする。
- 3 前項の技術指導にはトラブル時の機器の状況確認も含み無償とし、丙はその状況や要因等について甲に説明しなければならない。なお、状況確認後、有償による修繕が必要な場合は、丙は有償になる旨を甲に説明したうえ対応するものとする。

(設置場所の移動)

第 9 条 甲は、第 2 条に定める設置場所を変更する場合はあらかじめ乙に通知するものとする。この場合、印刷機の移動にかかる費用については甲の負担とする。

(保険)

第 10 条 乙は、機器に動産総合保険を付保し、その保険料は乙が負担する。
2 動産総合保険の内容等については、別紙「動産総合保険内容」のとおりとする。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、甲が故意又は重過失によって印刷機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。
2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙及び丙が、正当な理由なく本契約に違反したときは、文書をもって通告し、直ちに本契約を解除することができる。
2 本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条に規定する長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、本契約の変更又は解除をすることができる。
3 甲は、乙又は丙、乙又は丙の代理人、乙又は丙からの再委託契約の当事者又は、乙又は丙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、本契約を解除することができる。
4 天災その他のやむを得ない事由により、本契約を履行することができなくなった場合は、本契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第 13 条 乙及び丙は、使用開始日以降、印刷機が規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものである場合は、特別の定めがない限り、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(印刷機の返還)

第 14 条 第 3 条、第 12 条により、この契約が終了し、又は解除された場合、甲は印刷機を速やかに乙に返還しなければならない。
2 印刷機の返還にかかる費用は乙が負担する。
3 乙は印刷機を回収する際、印刷機に含まれた情報を完全に消去し、その作業にあたっ

(案)

て知り得た情報を外部にもらし、又は他の目的に利用してはならない。

(合意管轄)

第 15 条 本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 16 条 この契約に定めのない事項又は生じた疑義については、甲乙丙間で協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書 3 通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙

丙

(案)

別表 1

設置場所		機 種
施設名	所在地	
那覇市若狭公民館	那覇市若狭 2 丁目 12 番 1 号	
那覇市繁多川公民館	那覇市繁多川 4 丁目 1 番 38 号	

別表 2

年 度	月数	支 払 い 金 額	
		月 額	年 額
令和 6 年度	10	月額 円	円
令和 7 年度	12	月額 円	円
令和 8 年度	12	月額 円	円
令和 9 年度	12	月額 円	円
令和 10 年度	12	月額 円	円
令和 11 年度	2	月額 円	円
計	60	計	円

動産総合保険内容

1 保険期間

この保険は、賃貸借契約成立後、物件が甲に引き渡された時に始まり、賃貸借契約が満了した時に終了となる。

2 保険の対象となる損害

この保険は、別表1の物件について、保険期間中に保険の対象となる事故によって生じた損害を補填するものである。保険の対象となる損害事故及び保険の対象とならない損害事故は、下記のとおりである。

(1) 保険の対象となる主な損害

- ① 火災、落雷、破裂、爆発
- ② 盗難
- ③ 破損
- ④ 濡損
- ⑤ 物体の落下・飛来
- ⑥ 車両の衝突および接触
- ⑦ いたずらによる直接損害
- ⑧ 風水災（台風、旋風、暴風雨など）

(2) 保険の対象とならない主な損害

- ① 故意、重過失による損害
- ② 地震、噴火および津波による損害
- ③ 自然の消耗・摩耗、または当該物件の性質によるかび、さび、変質、変色、虫喰い、ねずみ喰い等による損害
- ④ 物件の製造上、加工上の欠陥に起因する損害
- ⑤ 偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故による損害
- ⑥ 物件の修理・清掃等の作業中における作業上の過失、または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑦ 紛失、または置き忘れによって生じた損害